



令和5年度シルバー人材センター配分金
基本単価で時間1, 000円に

シルバー人材センター（以下「センター」と言います。）会員として就業した場合、令和5年度より、会員には時間単価で基本1, 000円をお支払いいたします。この額は、昨年の基本単価960円（昨年の最低賃金は、956円）よりも、40円増額となります。基本単価なので、就業内容によっては、増額されます。就業ごとの単価につきましては、次号で紹介いたします。

センターの就業は、基本的に請 求額も、この配分金と同額となります。依頼された方に対しての請求額も、この配分金と同額となります。

（埼玉県現在の最低賃金は、987円）を参考に、会員の協議により配分金の額を設定することにより配分金の額を設定することが基本です。そのため、当センターでは、昨年10月に運営委員会を兼ねた会員会議を行い、これまでの就業の実態を踏まえ、令和5年4月から適用となる配分金単価を設定致しました。

また、請求時には、材料費や機械損料が加算されます。また、センターでは、この内1カ月分の配分金総額に10%を加算した額を合わせて、請求させていただきます。

令和4年度も残りわずかとなり新年度がやってまいります。センターでは、皆様からの依頼にお応えできるよう、取組んでいます。今後とも、センターの活動についてご理解ご協力をお願い致します。

また、センターの就業に関し

社協のヘルパーが、高齢者宅を訪問しています
2月の訪問予定は、御堂・奥沢地区です

現在社協では、70歳以上の世帯を対象とした訪問活動を行っています。昨年10月より安戸の宿地区から開始し、3ヶ月間で概ね安戸地区の訪問が終了し、1月からは御堂川下、川上地区、2月は御堂川上、萩平、向堀・奥沢地区を訪問予定です。こうした広報が足らずに訪問を受けていただいた安戸・御堂地区の皆様には、一部で不安を抱かせてしまったこともあったようで、大変申し訳ありませんでした。

この訪問事業の対象は、ご夫婦共に70歳以上の世帯で、子供さん等と同居されているご家庭への訪問は行っていません。

訪問時には、次のような内容をお伺いしています。

お二人の健康状態・食事の事・村の体操教室等への参加について・村の事業以外への参加について・日頃の不安な点について・日常の生活の様子 等です。

この訪問は、日頃の生活の中での不安や疑問をお伺いし、何か村や社協の事業でお手伝いできることがあれば、そのことに結びつけるようにするもので、皆様が不安なく生活されている場合には、お話を伺うのみとなります。

なお、訪問は社協ヘルパー2名でお伺いし、社会福祉協議会職員証をご提示します。訪問時刻は、午前10時から11時30分頃となり、お留守の場合には、再度訪問させていただきますので、ご協力をお願い致します。

シルバー人材センターの配分金は雑所得です

今年も年度末となり、2月16日からは確定申告の受付が始まります。シルバー人材センターでも、昨年1年間に就業していただいた配分金について、総額を配分金支払調書として各会員にお配り致しました。

シルバー人材センターの配分金は、雑所得となります。雑所得では、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等（シルバー会員が含まれます）の場合には、必要経費として55万円まで認められる特例があります。つまり、実際にかかった経費の額が55万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

ただし、雑所得以外に給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。給与と収入が、55万円未満の時は、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、雑所得の実際にかかった経費を比べて高い方が、その雑所得の必要経費になります。

詳しくは、秩父税務署(0494-22-4433)または、東秩父村税務会計課(82-1224)へお問い合わせください。

シルバー人材センター2月の入会説明会

期日 令和5年2月9日（木）午前10時より

会場 コミュニティセンター

※次年度より、就業単価が1時間当たり1,000円以上となります。入会をご検討ください。

社会福祉協議会事業紹介

社会福祉協議会では、村内にある次の福祉団体の事務局として、関連事業の実施、運営及び活動の推進、育成援助を行っています。

- ・東秩父村老人クラブ連合会
- ・東秩父村ゲートボール連盟
- ・東秩父村遺族会
- ・東秩父村手をつなぐ育成会

なお、東秩父村身体障害者福祉会は、令和4年12月で解散となりました。

お詫びと訂正

社協だより12月号でご報告いたしました赤い羽根募金・地域歳末募金の内訳で、在家1区の金額に誤りがありました。正しくは次の通りです。

赤い羽根募金 19,650円（900円の減） 地域福祉募金 34,650円（900円の増）

そのため総額で赤い羽根募金が266,050円、地域福祉募金が436,050円となります。申し訳ありませんでした。

たより雑感
令和5年の幕開けは穏やかで暖かい三が日でした。早いもので、令和も5年目を迎えることとなりました。また、さらに早いものでもう2月です。
皆さんは、新年になり今年の目標を立てられたでしょうか。まだまだ寒い日が続く、体を動かすことが大変な時期ですが、これから暖かくなったら時にはこれをはじめようとか、以前やっていなかったことが中断してしまっているのを、再開しようとか、そんな準備をしておくのはいかがでしょうか。
社協では、2月となり令和4年度の締めくくりと、令和5年度事業に向けた準備を行っています。
新型コロナウイルス感染症も、3年が経過し、感染症法上の位置づけが変更されると、これまで中止が続いていた事業も、感染予防に十分配慮した中で概ね再開できるものと思われています。
社協としても、参加していただける皆様に安心して参加いただけるよう配慮しながら、事業を再開して参りたいと考えております。
そんなことを考えずに何でも早く来てほしいものです。